

平成十九年十一月二十二日提出
質問第二六三三号

フィブリノゲン製剤投与四一八症例の患者の特定・告知等に関する質問主意書

提出者 山井和則

ファイブリノゲン製剤投与四一八症例の患者の特定・告知等に関する質問主意書

田辺三菱製薬（以下、製薬会社）から厚生労働省に報告されている「ファイブリノゲン製剤投与に係る四一八症例報告調査プロジェクトチーム活動状況等の報告」について、製薬会社は「四一八症例のリストに対応する医療機関の特定作業を行い、厚生労働大臣の指示に基づいて①患者の特定②受診勧奨の二点について各医療機関にお願いしております」という。

一方、厚生労働省は「ファイブリノゲン資料問題及びその背景に関する調査プロジェクトチーム」（以下、調査チーム）を設けて調査をしている。

以下質問する。

- 一 ファイブリノゲン投与の事実を当該患者に告知しているのは、医療機関か、製薬会社か。
- 二 一の事実の告知は、電話によるものか、または面談によるものか、書面によるものか。
- 三 厚生労働省は、当該患者への告知の内容について医療機関や製薬会社に指示を出しているか。指示を出しているならば、どのような指示か。
- 四 三の指示を出しているならば、その指示はいつ出したか。口頭か、書面か。

五 死亡者のご遺族に告知しているのは、医療機関か、製薬会社か。

六 舛添厚生労働大臣は十一月二十日の夜、記者団に囲まれてご遺族への告知について「製薬会社に指示を出した」と明言し、同日夜のTVニュース「報道ステーション」でも報道されたが、事実か。この時点で指示は出していたか。

七 厚生労働省は、死亡者のご遺族への告知内容について医療機関や製薬会社に指示を出しているか。指示を出しているならば、どのような指示か。また、その指示はいつ出したか。口頭か、書面か。

八 ご遺族への告知内容には、フィブリノゲンの投与は含まれているか。

九 製薬会社の報告を受けて発表された大臣コメントは、舛添厚生労働大臣が了解した内容のものか。

十 十一月二十日の厚生労働省の発表では、三十八名の方が亡くなられているにもかかわらず、発表された大臣コメントに謝罪や哀悼の意はない。なぜか。

十一 十一月十六日の衆議院厚生労働委員会では山井の質問に対して舛添厚生労働大臣は「ご遺族の方がおられる」「死亡なさった方がおられるので、これは当然お知らせすべき」として「製薬メーカーの方に指示を出しましたから、今すぐにもできるところからやっていたら」と答弁している。この答弁に間違い

はないか。答弁のとおりであれば、厚生労働省はいつ、どのような指示を出したか。指示を出していないならば、なぜか。

十二 十一月十六日の衆議院厚生労働委員会で山井が「お亡くなりになられた方々の死因、死んだ時期、インターフェロン治療をされたか否か、ファイブリノゲンによる感染の事実を知っていたか否か」についても調査・公表すべきと質したのに対し、舛添厚生労働大臣は「私も知りたい」「私も全く知りたい」と答弁している。

厚生労働省は、死亡者の死因調査について製薬会社に指示したか。指示したなら、どのような指示を、いつ出したのか。まだ指示していないなら、それはなぜか。いつ出すのか。

十三 十月三十一日の衆議院厚生労働委員会で枝野幸男議員は、厚生労働省「調査チーム」においては「刑事告発も視野に入れて宮島局長の不作为について調査をされるべき」と指摘し、それを受けて舛添厚生労働大臣は「すべてのことを含めて洗いざらい、今調査を既に始めております」と答弁した。

二〇〇二年当時の宮島局長の不作为について調査チームで調査しているか。

十四 調査対象としている関係者は、だれか。また行政、製薬メーカー、医療機関等への調査事項を明らか

にされたい。

十五 患者や死亡者のご遺族への告知にあたって、告知事実はどのような内容となっているか。患者への告知、ご遺族への告知すべき内容が書面となっているのであれば、その内容を明らかにされたい。

十六 「十一月末までには必ず出す」という調査チーム報告書に①フィブリノゲン製剤投与の告知の有無や②死亡者の死因、時期などの実態調査は入るか。いまの時点で入っていないならば、今後入れる予定はあるか。調査内容に入れないならば、それはなぜか。

十七 十一月二十日、舛添厚生労働大臣は記者会見で「国民の視点に立って、こういう点はきちんと書くべきであるとか、こういう点をもっと明らかにしてほしいというようなことをむしろご要望賜れば、そういうご要望に応えられる報告書にしたい」と発言している。

調査チーム報告書への要望は、どのようにお聞きし、どのように受けとめられるのか。そしてどのように報告書に反映されるのか。

右質問する。